

保発0324第6号  
令和3年3月24日

都道府県知事  
地方厚生(支)局長 } 殿

厚生労働省保険局長  
(公印省略)

「はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費の  
受領委任を取り扱う施術管理者の要件の特例について」の一部改正について

はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費における受領委任を取り扱う施術管理者の要件の特例について、「はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費の受領委任を取り扱う施術管理者の要件の特例について」(令和2年3月4日付け保発0304第2号)により取り扱うこととしているところであるが、今般、一部につき別添のとおり改正し、令和3年4月1日より適用するものとしたので、その取扱いについては遺漏なきようご配慮願いたい。

なお、既に提出されている別紙1及び別紙2は改めて提出を要しないこととする。  
また、当分の間、従来の様式を取り繕って使用することができることとする。

(別添)

「はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費の受領委任を取り扱う施術管理者の要件の特例について」(令和2年3月4日付保発0304第2号)

別紙1

(傍線部分が改正部分)

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(別紙1)</p> <p style="text-align: center;">確 約 書 (施術管理者研修)</p> <p>はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費に関する受領委任の申出を行った日から1年以内に、「はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費の受領委任を取り扱う施術管理者の要件について」(令和2年3月4日保発0304第1号)による施術管理者研修の課程を修了し、「施術管理者研修修了証」の写しを提出することを確約します。 なお、「施術管理者研修修了証」の写しを提出しなかった場合には、上記の申出により承諾された受領委任の取扱いが中止となることに異議ありません。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>〇〇 厚生(支)局長 〇〇〇〇 殿</p> <p>〇〇 都道府県知事 〇〇〇〇</p> <p>氏 名 住 所 〒 -</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"><p style="text-align: center;">(受領委任の取扱いを行う施術所)</p><p>名 称 _____</p><p>〒 - TEL. - -</p><p>住 所 _____</p></div>	<p style="text-align: center;">(別紙1)</p> <p style="text-align: center;">確 約 書 (施術管理者研修)</p> <p>はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費に関する受領委任の申出を行った日から1年以内に、「はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費の受領委任を取り扱う施術管理者の要件について」(令和2年3月4日保発0304第1号)による施術管理者研修の課程を修了し、「施術管理者研修修了証」の写しを提出することを確約します。 なお、「施術管理者研修修了証」の写しを提出しなかった場合には、上記の申出により承諾された受領委任の取扱いが中止となることに異議ありません。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>〇〇 厚生(支)局長 〇〇〇〇 殿</p> <p>〇〇 都道府県知事 〇〇〇〇</p> <p>氏 名 住 所 〒 -</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"><p style="text-align: center;">(受領委任の取扱いを行う施術所)</p><p>名 称 _____</p><p>〒 - TEL. - -</p><p>住 所 _____</p></div>

